

## 道路運送法改正に伴う 町田市地域公共交通会議設置要領の改正について

### 1. 背景

令和5年10月1日に道路運送法が改正され、一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃については、同法第9条第5項の規定により、公聴会の開催等を通じて住民等の意見を聞く措置を取るとともに、道路運送法第9条第4項において規定された者を構成員とする協議会において協議を経て届出を行うことが規定されました。

これを受け、町田市では町田市地域公共交通会議設置要領の改正を行い、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等に関する事項を協議する際は、町田市、バス事業者、関東運輸局および町田市長が指名する住民の意見を代表する者の4者を構成員とする町田市運賃協議会を設置し、協議を行ってまいります。

また、同要領中で「市町村運営有償運送」及び「公共交通空白地有償運送」とされていた地域公共交通会議の協議の対象を、現行の法令の文言に合わせ、道路運送法施行規則第49条第1項第1号に規定する「交通空白地有償運送」へと訂正します。合わせて、運営協議会に関する一文を削除します。

### 2. 改正内容

町田市地域公共交通会議設置要領の新旧対象表（資料1-2）を参照。  
改正後の「町田市地域公共交通会議設置要領（案）」は資料1-3の通り。

### 3. 改正日

2023年11月 日（適用日は2023年10月1日）

※第2号議事「小山田桜台・多摩南部地域病院間小型バスにおける忠生630号線整備に伴う一部運行経路の変更について」は、道路運送法改正後の規定に基づき手続きを進めております。

「町田市地域公共交通会議設置要領」の改正について

改正後 (2023年11月 日改正)	改正前 (2019年7月3日改正)
<p style="text-align: center;">町田市地域公共交通会議設置要領</p> <p>第1 設置 道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の4第1項第5号及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条第2項の協議を行うため、道路運送法施行規則第4条の2第1項及び第2項並びに第51条の7の規定に基づき、町田市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。</p> <p>第2 役割 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) 適切な乗合旅客の運送の様態等に関する事項</p> <p>(2) 道路運送法施行規則第49条第1項第1号に規定する交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</p> <p><del>(3) (削除)</del></p> <p>(3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第6 会議 1 交通会議は、必要に応じ会長が招集する。 2 会長は、必要があると認めるときは、交通会議に委員以外の者の出席を求めることができる。 3 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 4 道路運送法第79条の4第1項第5号及び道路運送法施行規則第4条第2項の協議</p>	<p style="text-align: center;">町田市地域公共交通会議設置要領</p> <p>第1 設置 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項及び第79条の4第1項第5号の合意を図るため、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2及び第51条の7の規定に基づき、町田市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。</p> <p>第2 役割 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) 適切な乗合旅客の運送の様態及び運賃等に関する事項</p> <p>(2) 道路運送法施行規則第49条第1項第1号に規定する市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</p> <p><u>(3) 道路運送法施行規則第49条第1項第2号に規定する公共交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価等に関する事項</u></p> <p><u>なお、(3)について協議を行う場合には、道路運送法施行規則第51条の7に規定する運営協議会としての性格を有する。</u></p> <p>(4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第6 会議 1 交通会議は、必要に応じ会長が招集する。 2 会長は、必要があると認めるときは、交通会議に委員以外の者の出席を求めることができる。 3 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 4 道路運送法第9条の4及び第79条の4第1項第5号の合意は、原則として委員の</p>

は、原則として委員の全員の合意をもって調ったものとする。ただし、これによることが困難であるときは、出席委員の3分の2以上の合意をもって、同条の協議が調ったものとする。

第7～第8 (略)

附 則

この要領は、令和5年11月 日から施行し、令和5年10月1日に遡及して適用する。

全員の合意によるものとする。ただし、これによることが困難であるときは、出席委員の3分の2以上の合意をもって、同条の合意とする。

第7～第8 (略)

(新設)

○町田市地域公共交通会議設置要領

平成28年4月1日

施行

平成29年12月1日

要領移行

令和1年7月3日

改正

令和5年11月 日

改正

都市づくり部交通事業推進課

## 第1 設置

道路運送法（昭和26年法律第183号）~~第9条第4項及び~~第79条の4第1項第5号及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条第2項の合意を図る協議を行うため、道路運送法施行規則~~第9条の2第4条の2第1項及び第2項並びに~~第51条の7の規定に基づき、町田市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

## 第2 役割

交通会議は、次に掲げる事項について協議する。

（1） 適切な乗合旅客の運送の様態及び運賃等に関する事項

（2） 道路運送法施行規則第49条第1項第1号に規定する~~市町村運営有償運送~~交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

~~（3） 道路運送法施行規則第49条第1項第2号に規定する公共交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価等に関する事項~~

~~なお、（3）について協議を行う場合には、道路運送法施行規則第51条の7に規定する運営協議会としての性格を有する。~~

(3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

第3 組織

- 1 委員会は、委員18人以内をもって組織する。
- 2 委員は、別表に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は指名する。

第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度とする。

第5 会長

- 1 交通会議に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第6 会議

- 1 交通会議は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、交通会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 道路運送法第9条の4及び第79条の4第1項第5号及び道路運送法施行規則第4条第2項の合意協議は、原則として委員の全員の合意によるをもって調ったものとする。ただし、これによることが困難であるときは、出席委員の3分の2以上の合意をもって、同条の合意協議が調ったものとする。

第7 庶務

交通会議の庶務は、都市づくり部交通事業推進課において処理する。

第8 委任

この要領に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

### 附 則

この要領は、令和5年11月 日から施行し、令和5年10月1日に遡及して適用する。

#### 別表（第3関係）

学識経験を有する者 1人

国土交通省関東運輸局東京運輸支局の職員 1人

東京都建設局南多摩東部建設事務所の職員 1人

警視庁町田警察署の職員 1人

警視庁南大沢警察署の職員 1人

路線バス事業者の代表 3人以内

タクシー事業者関係団体の代表 2人以内

一般社団法人東京バス協会の代表 1人

市内の有償運送実施団体の代表 1人

市内の障がい者団体の代表 1人

市内の高齢者団体の代表 1人

町田市町内会・自治会連合会の代表 1人

市民団体等の代表 2人以内

都市づくり部長

## 【承認案件】

### 小山田桜台・多摩南部地域病院間小型バスにおける 忠生630号線整備に伴う一部運行区間の変更について

#### 1 変更の経緯

小山田桜台・多摩南部地域病院間小型バスは、将来の路線バス導入に向けて市民ニーズの把握および公共交通を利用する環境を醸成することを目的とし、2017年12月から実証実験運行しております。(資料2-2参照)

このたび、本路線の運行区間の市道忠生630号線が一部整備されたことに伴い運行区間が変更となり、山中集会所バス停の移設を行います。

#### 2 移設に伴う運行区間の変更について (資料2-3参照)

道路整備に伴い山中集会所バス停の位置を変更し、運行区間の一部振り替えを実施します。**※運賃および運行ダイヤの変更はございません。**

#### 3 経路変更時期

2024年2月1日 (予定)

※道路工事の進捗により経路変更時期は変更する可能性があります。

#### 4 協議経過および今後のスケジュール

2023年11月15日	第1回町田市運賃協議会にて承認
2023年12月～2024年1月	バス停移設に向けた準備(届出、周知等)
2024年 2月	バス停移設・新設道路での運行開始

運行経路図



※1 多摩南部地域病院発は停車いたしません

※2 小山田桜台発は乗車できません、多摩南部地域病院発は降車できません

運賃表

								多摩南部地域病院
							唐木田駅東	-
						山中集会所	210円	210円
					大善倶楽部	210円	210円	300円
				山の端	210円	210円	300円	300円
			大泉寺	210円	210円	210円	300円	300円
		清住平	210円	210円	210円	210円	300円	300円
	桜台入口	210円	210円	210円	210円	300円	300円	300円
小山田桜台	210円	210円	210円	210円	210円	300円	300円	300円

※表の金額は、大人運賃を記載



道路運送法施行規則第4条第2項に基づく  
地域公共交通会議等において協議が調っていることの証明書

令和5年11月 日付け町田市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている地域  
町田市及び多摩市の一部  
別紙運行経路図のとおり
2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間
  - (1) 往路  
小山田桜台～桜台入口～清住平～大泉寺～山の端～大善倶楽部～  
山中集会所～唐木田駅東～多摩南部地域病院（唐木田駅東は降車のみ）
  - (2) 復路  
多摩南部地域病院～唐木田駅東～山中集会所～大善倶楽部～山の端～  
大泉寺～清住平～小山田桜台（唐木田駅東は乗車のみ）
3. 適用する期間又は区間その他条件を付す場合にはその条件  
2024年2月1日より経路変更（予定）
4. 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称  
神奈川中央交通株式会社

令和5年11月 日  
町田市地域公共交通会議  
会長 岡村敏之

運行経路図



※1 多摩南部地域病院発は停車いたしません

※2 小山田桜台発は乗車できません、多摩南部地域病院発は降車できません